

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

背景

総務省は、IP化の進展等による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争促進を図り、利用者利益の保護を図るため、2010年代初頭までに実施すべき施策について、「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月策定、平成19年10月改定)を策定した。

当該プログラムにおいては、ネットワーク構造や市場構造が変化する中、環境変化に対応した会計制度の在り方について検討の場を設け、平成19年夏を目途に結論を出し、所要の制度整備を行うこと、移動通信市場における競争促進等を通じた利用者利益の確保・向上を図る観点から、ビジネスモデルの多様化の方向性等について検証するとともに、販売奨励金の在り方を含む携帯端末市場のビジネスモデルの在り方等についても併せて検討を行う場を設け、平成19年夏を目途に結論を得ることとしており、以下の研究会を開催し、これらの事項について検討を行った。

(1) 電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会

平成18年11月から、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」(以下「会計研究会」という。)を開催した。当該研究会報告書(平成19年10月)において、第一種指定電気通信設備接続会計(以下「接続会計」という。)における設備区分の見直し、電気通信事業会計(以下「事業会計」という。)における役務区分の見直し、接続会計及び事業会計における費用配賦プロセスの透明化、基礎的電気通信役務収支表の活用による効率化効果の把握等について所要の措置が講じられることが適当との考え方が示された。

(2) モバイルビジネス研究会

平成19年1月から、「モバイルビジネス研究会」を開催した。当該研究会報告書(平成19年9月)において、販売奨励金について通信に係る部分と端末に係る部分を明確に区分し、コスト構造の透明性を図るため、電気通信事業会計について所要の見直しを行うことが適当との考え方が示された。

本件は、以上を踏まえ行う以下の省令を改正する省令案について、情報通信審議会に対し諮問を行ったものである。

- ・電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）
- ・電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号。以下「会計規則」という。）
- ・第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号。以下「接続会計規則」という。）
- ・東日本電信電話株式会社が西日本電信電話株式会社に交付することができる金銭の額の範囲を定める省令（平成 11 年郵政省令第 73 号）
- ・接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）
- ・基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）

概要

(1) 施行規則、会計規則及び接続会計規則の一部改正

接続会計における設備区分の見直し

接続会計と網使用料算定根拠の間の設備区分の乖離を解消するとともに、網機能との関係が不明確となっている設備区分を整理するほか、接続料算定に有意に機能していない設備区分の廃止・統合を行うことにより、接続会計の原価算定機能を高めることに資する。

【接続会計規則 別表第一及び別表第二関係】

- 【参考】会計研究会報告書 p.12～17
- 第 2 章 接続会計の設備区分の在り方
- 2．網使用料算定根拠の設備区分との一致
接続会計と網使用料算定根拠の間の設備区分の乖離は、これを解消する方向で見直すことが適当である。
 - 3．網機能による設備区分の整理
接続会計の原価算定機能を高める観点からは、設備区分と網機能との関係が明確であることが必要である。このため、これまでのように設備区分と網機能との関係をすべて網使用料算定根拠による開示に委ねるのは適当ではなく、設備区分との関係が不明確となっている網機能については、その明確化を図る観点から、接続会計において当該網機能に係る設備区分を整理することが適当である。
 - 4．設備区分の廃止・統合

上記 2～4 に基づく設備区分の見直しは、07 年度中に関係省令を改正し、08 年 4 月に開始する会計年度から、見直し後の設備区分により接続会計を整理することが適当である。なお、設備区分の廃止・統合に関して、NTT 東西が主張する設備区分以外にも廃止・統合すべき区分があれば、上記考え方に基づき、廃止・統合をすることが適当である。

接続会計整理手順書の位置付けの明確化

会計規則に基づき整理された費用と資産を管理部門と利用部門それぞれの設備区分に整理する際の手順を記載した接続会計整理手順書については、接続会計規則において必ずしも作成・公表を義務付ける明確な根拠となる規定がないため、明文の規定を設ける。

【接続会計規則 第6条及び第10条関係】

【参考】 会計研究会報告書 p.34

第4章 費用配賦の在り方

1. 配賦プロセスの透明化

(1) 接続会計

3) 接続会計処理手順書の位置付けの明確化

接続会計処理手順書は、接続会計作成に際しての詳細な費用・資産区分、配賦基準や配賦プロセスを示すものであり、接続会計の作成プロセスの透明化を図る上で重要な役割を有する書類である。さらに、上記2)の見直しにより、接続会計処理手順書の重要性は一層高まることから、その作成・開示の根拠をより明確化することが必要である。

事業会計における役務区分の見直し

指定電気通信役務損益明細表において、特定電気通信役務に係る役務区分を「基本料」、「市内・市外通信」、「公衆電話」、「その他」の区分に簡素化し、専用役務に係る役務区分を一の区分に統合するとともに、特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る役務区分を「F T T H アクセスサービス」と「その他」の区分に分割することにより、市場間の不当な内部相互補助を牽制・抑止し、指定電気通信役務の料金の適正な算定に資する。

【会計規則 別表第二様式第14関係】

【参考】 会計研究会報告書 p.22～25

第3章 電気通信事業会計の役務区分等の在り方

2. 特定電気通信役務に係る役務区分等の在り方

(1) 特定電気通信役務に係る役務区分

音声伝送役務に係る役務区分は、「基本料」、「中継電話(仮称)」、「市内通信」と「市外通信」を統合し、「公衆電話」、「その他」といった区分に簡素化することが適当である。

専用役務に係る役務区分は一の区分に統合することが適当である。

(2) 特定電気通信役務以外の指定電気通信役務に係る役務区分

「特定役務以外の指定役務」に係る役務区分に、新たにBフレッツに係る区分を設け、例えば「F T T H」と「その他」の二つに区分するといった見直しを行うことが適当である。

上記(1)・(2)に基づく役務区分の見直しは、07年度中に関係省令を改正し、(1)については、08年4月に開始する会計年度から、(2)については、09年4月に開始する会計年度から、見直し後の役務区分により指定電気通信役務損益明細表を整理することが必要である。

指定電気通信役務損益配賦方法書等における費用配賦プロセスの透明化

指定電気通信役務損益明細表等の費用配賦プロセスに関する記述をその配賦方法書に追加することを明確化し、配賦プロセスの透明化を図る。

【会計規則 附則第3項関係】

【参考】 会計研究会報告書 p.34

第4章 費用配賦の在り方

1. 配賦プロセスの透明化

(2) 指定電気通信役務損益明細表

1) 配賦プロセスの作成・開示の現状と問題点

指定電気通信役務損益明細表は、利用者料金の適正な算定に資する観点からその作成が義務付けられているものであり、競争事業者からもその配賦プロセスの透明化が求められていることから、接続会計処理手順書と同様に、指定電気通信役務損益配賦方法書に配賦プロセスに関する記述を追加することが必要である。

基礎的電気通信役務収支表の活用による効率化効果の把握

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、平成19年度から、ユニバーサルサービスに係る交付金の交付を受けているところであるが、設備利用部門の費用の約7%の経営効率化について、情報通信審議会の答申を受けて、当該効率化の実績の報告を求められている。このため、基礎的電気通信役務収支表の営業費用について、設備管理部門と設備利用部門とに区分し、設備利用部門単体の営業費用の把握を可能とすることにより、当該経営効率化の実績の検証に資する。

【施行規則 様式第38の2関係】

【参考】 会計研究会報告書 p.54

第7章 会計制度の検証可能性の向上

3. 基礎的電気通信役務収支表の活用による効率化効果の検証

07年度中に関係省令を改正し、基礎的電気通信役務収支表の営業費用について、管理部門と利用部門に区分し、利用部門単体の営業費用を把握できるようにすることが必要である。

(2) 会計規則の一部改正(販売奨励金の取扱いに係るもの)

事業会計における販売奨励金の取扱いの明確化

損益計算書において、電気通信事業者が、端末設備を購入した電気通信役務の利用者又は電気通信役務の販売代理店等に対して支払う費用のうち、電気通信事業営業損益の営業費用に該当するものは、その支払い

の発生する原因が電気通信事業に該当するものに限ることを明確化することにより、当該費用を通信に係る部分と端末に係る部分に明確に区分し、コスト構造の透明性の向上を図る。

【会計規則 別表第二様式第2関係】

【参考】モバイルビジネス研究会報告書 p.24
第2章 モバイルビジネスにおける販売モデルの在り方
4. 販売奨励金及びSIMロックの在り方の見直し
（2）接続料原価等の適正性の確保
1）電気通信事業会計の見直し
販売奨励金について、通信レイヤー（通信販売奨励金）と端末レイヤー（端末販売奨励金）を明確に区分し、コスト構造の透明性の向上を図ることが適当であり、電気通信事業会計について所要の見直しを行うことが適当である。
具体的には、販売奨励金について、端末販売奨励金と通信販売奨励金に峻別し、前者については、附帯事業収支の費用に計上することとするのが望ましい。

（3）その他の規定整備

そのほか、接続会計規則で規定される様式の整備及び上記の改正に伴い必要となる所要の規定の整備等を行う。